

米穀等の取引等に係る情報の記録及び 産地情報の伝達に関する法律、政省令の概要

I 取引等の記録・保存（トレーサビリティ）関係

1 対象品目（米穀等）について（法第2条）

（定義）

第二条 この法律において「米穀等」とは、米穀及び米穀を原材料とする飲食料品（米穀並びに薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除き、料理を含む。以下同じ。）であって政令で定めるものをいう。

トレーサビリティの対象となる「米穀等」は、法律上、トレーサビリティが義務付けられている米穀（もみ、玄米、精米、砕米）の他、以下のとおり。

① 主要食糧に該当するもの

米粉、米穀をひき割りしたもの、ミール、米粉調製品（もち粉調製品を含む）、米菓生地、米こうじ等

令第1条第1号、第2号、第7号 告示第1項

② 米飯類

（米穀等についてあらかじめ加熱による調理その他の調整をしたものであって、粒状のもの（これを含む料理その他の飲食料品を含む。））

各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したものの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯等の米飯類（いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。）

（注）米飯類については、いわゆる「白めし」として一般消費者に提供されるもののほか、おかゆ、寿司、チャーハン、オムライス、カレーライス、ドリアなどご飯として提供される料理が対象。

令第1条第5号

③ もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

（注）これらの米加工品は、基本的に米穀又は米粉等が原材料中1位となる商品が大部分を占める品目を日本標準商品分類（酒類については酒税法）を基本に選定。

令第1条第3号、第4号、第6号、第8号、第9号、第10号

2 取引等の記録について（法第3条、法第5条）

（取引等の記録の作成）

第三条 米穀事業者は、米穀等について譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しをしたときは、主務省令で定めるところにより、その名称（指定米穀等にあつては、その名称及び産地）、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをする場合における前項の規定の適用については、同項中「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡し」とあるのは、米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者にあつては「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しの委託」と、米穀等の譲渡しの受託をする米穀事業者にあつては「譲渡しの受託又は他の米穀事業者への譲渡し」とする。

（搬出、搬入等の記録の作成）

第五条 米穀事業者は、米穀等について搬出、搬入、廃棄又は亡失をしたときは、第三条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により当該行為について記録を作成しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その名称、数量、年月日（亡失をした場合であつてその年月日が明らかでないときは、時期）、搬出及び搬入をした場所（他の米穀事業者との間で搬出入をしたときは、相手方の氏名又は名称及び搬出又は搬入をした場所）その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、少量の米穀等について廃棄又は亡失をした場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

※ 本法に基づく取引の記録は、事業者間取引の際に求められるものであり、一般消費者への販売・提供の記録は不要。

(1) 取引の記録については、書面（帳簿など）又は電磁的記録のいずれかで作成すること。

記録省令第1条第1項第1号

（注）実際の取引において取り交わされる伝票類であっても、(5)に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで記録義務を果たしたことになる。

(2) 記録は事業所、事業場又は店舗ごとに作成すること。

記録省令第1条第1項第2号

（注）ただし、本社での一括仕入れなどにより、記録が本社で一括管理されている場合において、各事業所から当該事業所の取引記録等を本社に照会すれば、その記録内容が速やかに確認できるような仕組みが予め講じられていれば、当該仕組みを講じられている事業所等の記録は、一括して作成することができる。

記録省令第1条第2号ただし書き

(3) 記録は商品の種類、取引期間その他の区分に応じて、わかりやすく作成の上、分類、整理（日別、取引先別等）しておくこと。

記録省令第1条第1項第3号

（注）本法の対象品目の取引等だけを別に抜き出して整理する必要はない。

- (4) 返品等の事由により、記録事項に変更が生じたときには、遅滞なくその内容に応じて、記録を変更すること。

記録省令第1条第1項第4号

- (5) 取引を行っている場合の具体的な記録事項は、次のとおり。

記録省令第2条第1項

- ① 名称（取引において通常用いている名称を記載すること。）

記録省令第2条第1項第1号 記録省令第2条第2項

- ② 産地（指定米穀等のみ。）

記録省令第2条第1項第2号 記録省令第2条第3項

- (i) 産地が国内の場合には「国内産」や「国産」と、産地が外国の場合は、その国名で記載すること。ただし、産地が国内の場合には都道府県名、市町村名や一般的に知られた地名でも可。

記録省令第2条第3項第1号

- (ii) 産地が2以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

産地が3以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2以上記載し、その他の原産地を「その他」と記載することができる。この場合、国産の原材料と外国産の原材料を混合している場合には、国レベルでカウントし、3か国以上のものを混合した場合に「その他」と記載できる。

記録省令第2条第3項第2号 記録省令第2条第3項第3号

- (注) なお、米粉等の中間原料の製造業者は、供給先の事業者が最終製品までより正確な産地を伝達することができるよう、その求めに応じ必要な範囲で、当該中間原料の原材料に占める重量の割合等必要な情報（原料米等の産地別の使用割合が記載された規格書等）を提供するなどの協力をすること。

伝達命令第2条第5項

- (iii) (ii) の場合において、原料米の産地が特定できていても、原材料の産地ごとの原材料に占める重量の割合の順序が変動するような場合には、一般消費者へ産地を誤認させない限りにおいて、過去の一定期間の使用割合の実績に基づいて産地の順番を記載できる。この場合、「〇〇の産地は、当社における昨年度の取扱実績の多い順に記載しています。」等の注意書きを添えることが必要。

記録省令第2条第3項第4号

- (注) ただし、当該商品に実際に使用していない産地を過去の実績として記載することは、優良誤認を招くおそれがあるため、過去の実績による記載をする場合でも、実際に使用している産地を記載することが必要。

- (iv) 外国で加工製造された場合であっても、原則として原料米の産地を記載することとし、加工品（製品、半製品）で輸入された場合でその原料米の産地

が明らかでないときは、当該加工品そのものの原産国を記載すること。

この場合には、記載された産地がその原料米の産地でなく、加工品そのものの原産国であることが分かるようにすることが必要。

伝達命令第1条 記録省令第2条第3項第6号、第7号

なお、事業者間取引の際の産地情報の記録については、米穀（もみ、玄米、精米、砕米）、米粉、米穀を引き割りしたもの、ミール、米粉調製品（もち粉調製品を含む。）、米菓生地、米こうじ以外であって、最終的な一般消費者販売用の容器包装に入れられ、かつ、当該容器包装に原料米の産地が印刷等により表示されているものについては、リパックや貼替え等による産地偽装が事実上困難との事情も考慮し、産地の記録は不要。

また、弁当のような米飯類を含む飲食料品については、複数の指定米穀等を含む場合であっても、当該米飯類の産地のみに限る。

記録省令第2条第1項第2号

③ 数量（取引において通常用いている単位で記載）

記録省令第2条第1項第3号 記録省令第2条第4項

④ 年月日（搬入又は搬出した日を記載。これにより難い場合は、受発注をした日等取引をした年月日でも可。）

記録省令第2条第1項第4号

⑤ 取引の相手方の氏名、又は名称

記録省令第2条第1項第5号

⑥ 搬入又は搬出をした場所

（注）搬入又は搬出をした場合のみ記載。具体的には、自己の事業所、倉庫と他人の事業所、倉庫を問わず、その場所が特定できるよう、事業所、倉庫、工場等の場所の名称及び所在地を記載。ただし、事業所（搬入又は搬出した場所）毎に記録事項が整理されている場合は「搬入又は搬出した場所」の記載は省略可。

自らの事業所を経由しない場合など搬入又は搬出をしていない場合には、「搬入した場所」「搬出した場所」が現に存在しないことから「搬入又は搬出した場所」の記載は要しない。

記録省令第2条第1項第6号

⑦ 用途限定されている米穀については、その用途を記入。

記録省令第2条第1項第7号

（注）用途限定されている米穀とは、食糧法における米穀取扱業者の遵守すべき事項に用途限定米穀として定められている米穀を指し、米穀取扱業者が用途限定米穀を出荷・販売する際には、当該米穀が用途限定米穀であることが明らかとなるよう措置することが、別途、遵守すべき事項として義務付けされている（平成22年4月1日施行）。

(6) 取引（売買）を行っていない場合でも、事業所間（自己の事業所であるか他人の事業所であるかを問わず。）で搬入、搬出を行い、米穀等を移動させた場合は、記録すること。この場合の具体的な記録事項は、(5)に準じて記載するこ

と。

記録省令第4条 記録省令第5条

(注) 同一の事業所内での米穀等の移動については記録は不要。この場合の「事業所」とは、一まとまりとしての機能を有した一団の場所を指す。

(注) 記録の義務がかけられるのは、法律上、米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者に限られており、単に運送や保管の事業を行う者は、記録の作成・保存の義務対象外（ただし、運送や保管の事業を行う者も、報告及び立入検査の対象事業者には含まれる。）。

- (7) 記録を行うに当たっては、入荷したものと出荷したものと相互の関係（いわゆる内部トレーサビリティ）ができる限り明らかとなるように努めること。

記録省令第1条第2項

この場合、先入・先出の徹底を行う、加工記録とロット毎の入出荷記録などにより原料と製品の対応を明らかにするなどの対応に努めることとするが、業界ごとに実態が異なることから、各事業者団体においてガイドラインを策定、普及するなどにより、積極的な対応を図ることが必要。

- (8) 米穀等を廃棄し、又は亡失した場合の具体的な記録事項は以下のとおり。

記録省令第5条

ただし、品質検査やサンプル採取のために必要最小限の試料を採取する場合、一般消費者への販売用の米穀等の売れ残り又は一般消費者へ提供した米穀等の食べ残しを廃棄する場合には、記録を省略することができる。

(注) 必要最小限の試料であっても、1ロット当たり1回5kg以上を採取する場合は、記録が必要。

記録省令第6条

- ① 名称
- ② 数量
- ③ 年月日（亡失の場合であって日付が不明の場合は、その時期）
- ④ 相手方の氏名、又は名称（廃棄のために米穀等を引き取ってもらった場合）
- ⑤ 廃棄又は亡失した場所
- ⑥ 用途が限定されている米穀についてはその用途

(注) 亡失とは、「モノが無くなること」であり、例えば火災で米穀が焼失したような場合を指し、廃棄とは、「モノを捨てること」であり、例えば倉庫で水濡れした米穀を埋没処分するような場合を指す。

II 産地情報伝達について

1 対象品目（指定米穀等）について（法第2条）

（定義）

第二条

3 この法律において「指定米穀等」とは、その流通及び消費の状況からみて、米穀事業者及び一般消費者がその購入等に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等として政令で定めるものをいう。

産地情報伝達の対象となる「指定米穀等」は、以下のとおり。ただし、飼料用、バイオエタノール原料用等の非食用に供されるものを除く。

令第2条

- ① 米穀及び主要食糧に該当するもの（トレサの対象品目と同じ）
 - a 米穀（もみ、玄米、精米、砕米）
 - b 米粉、米穀をひき割りしたもの、ミール、米粉調製品（もち粉調製品を含む）、米菓生地、米こうじ等
- ② 米飯類（トレサの対象品目と同じ）

（米穀等についてあらかじめ加熱による調理その他の調整をしたものであって、粒状のもの（これを含む料理その他の飲食料品を含む。））

各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯等の米飯類（いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。）

（注）米飯類については、いわゆる「白めし」として一般消費者に提供されるもののほか、おかゆ、寿司、チャーハン、オムライス、カレーライス、ドリアなどご飯として提供される料理が対象。
- ③ もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん（トレサの対象品目と同じ。）

（注）これらの米加工品は、基本的に米穀又は米粉等が原材料中1位となる商品が大部分を占める品目を日本標準商品分類（酒類については酒税法）を基本に選定。

令第2条に従い令第1条

2 産地情報の伝達方法について（法第4条、第8条）

（米穀事業者間における産地情報の伝達）

第四条 米穀事業者は、指定米穀等について他の米穀事業者への譲渡しをするときは、主務省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該他の米穀事業者に伝達しなければならない。

2 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の譲渡しをする場合における指定米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者についての前項の規定の適用については、同項中「譲渡し」とあるのは、「譲渡しの委託」とする。

（一般消費者に対する産地情報の伝達）

第八条 米穀事業者（他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の販売又は提供をする場合における当該委託をする米穀事業者を除く。）は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準に従って当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。

2 前項の場合において、米穀事業者が販売又は提供をする指定米穀等について、その産地の情報を一般消費者が知ることができるようにする措置として主務省令で定めるものがとられている場合であって、当該米穀事業者が、主務省令で定めるところにより、当該情報を知ることができる方法を当該一般消費者に伝達したときは、当該米穀事業者は、同項の規定による伝達をしたものとみなす。

(1) 流通上の伝達方法

① 事業者間取引の場合（法第4条）

商品への産地の記載や取引時の伝票等への記載により、産地情報を伝達すること。

また、弁当のような米飯類を含む飲食料品については、複数の指定米穀等を含む場合であっても、当該米飯類の産地のみの伝達に限る。

（注）伝票等：納品書、送り状、規格書等を指す。

伝達命令第2条第3項

② 一般消費者へ販売又は提供（出前を含む。）する場合（法第8条）

次のいずれかの方法により、産地を伝達すること。

a 商品の容器又は包装に具体的な産地情報を記載。（法第8条第1項）

伝達命令第3条第1項第1号

b 小売販売店や外食店等の指定米穀等を販売または提供をしている場所において、メニュー、店内配布チラシ、ショッピングカード等や店内、店の入り口の看板等の一般消費者の目につきやすい場所に具体的な産地情報を記載。（法第8条第1項）

伝達命令第3条第1項第2号 第3条第1項第3号

(注) 産地情報伝達を行わなければならない場合は、法第8条第1項において、対象品目を一般消費者に小売販売する場合や料理として提供する場合とされており、学校、病院、刑務所等矯正施設、老人ホームなどでの食事は、基本的に一般消費者向けへの提供ではないため、対象外。ただし、これらの施設であっても児童・学生、患者、入所者等と同様に一般消費者に対しても広く食事を提供する場合には、対象。

- c インターネット販売や通信販売の場合、商品への記載に代えて販売の条件を示すホームページやカタログの見やすい箇所に産地を記載することも可。
(法第8条第1項)

伝達命令第3条第1項第4号

なお、弁当のような米飯類を含む飲食料品についての、一般消費者に対する産地情報の伝達については、複数の指定米穀等を含む場合であっても、当該米飯類の産地のみの伝達に限る。

伝達命令第2条第3項

- d a～cに掲げるもののほか、商品等にホームページアドレスを記載し、当該ホームページにアクセスすることにより産地情報が入手できるようにする方法も可。この場合、商品パッケージにその旨の記載が必要であるほか、Web上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産地情報との対応関係が把握できるようにすることが必要。(法第8条第2項)

伝達命令第4条

- e また、同様の措置として、商品等に「お客様相談窓口」を記載し、当該窓口で照会すれば、産地情報が入手できる方法も可。その場合には、単なるお客様相談窓口でなく、「産地情報を入手するため」の照会先である旨の記載が必要。(法第8条第2項)

伝達命令第4条

- f さらに、対面販売や外食店において、店員に対して研修等を通じて対応マニュアルなどにより、適切な産地情報の伝達の実施について指導・徹底している場合、消費者の求めに応じて店員が産地情報を伝達することも可。この場合、店内等に「産地情報については、店員にお問い合わせください。」等の掲示が必要。(法第8条第2項)

伝達命令第4条

- g 上記e及びfの仕組みは、産地情報が正しく伝達されているかどうかの検証が可能な仕組みとする必要があるため、この対応を行う事業者は、対応マニュアルを定め、従業員が当該マニュアルに従って適切に対応できるための措置(周知徹底、教育研修)などを講じ、講じた措置の実績を記録しておくことが必要。

伝達命令第4条

(2) 産地表記の仕方

Iの2の(5)の②に準じて行うこと。

伝達命令第2条第4項及び第3条第2項に従い、記録省令第2条第3項

3 産地情報伝達の適用除外となるものについて（法第8条第3項）

（一般消費者に対する産地情報の伝達）

第八条

3 前二項の規定は、主務省令で定める規模その他の要件に該当する米穀事業者が指定米穀等（料理、酒類その他の主務省令で定めるものに限る。）について一般消費者への提供をする場合については、適用しない。

指定米穀等を提供する場合において、米飯類以外のものの提供の場合には、産地情報伝達は不要。

伝達命令第5条

（注）提供とは、レストランなど飲食のための施設を設け、サービスとして料理等を提供する形式を指す。

販売とは、上記「提供」に当たらない有償での譲渡し（小売店などで商品を販売する場合など）を指すが、この場合は、本適用除外の対象外。

4 勧告及び命令(法第9条)、報告及び立入検査(第10条)、主務大臣等(法第11条)、罰則について(法第12条)

(勧告及び命令)

第九条 主務大臣は、米穀事業者が前条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた米穀事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該米穀事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀事業者若しくは米穀等の運送業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、店舗、倉庫、船舶、車両その他米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供、輸送若しくは保管の業務に関係がある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第十一条

11 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第八項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(罰則)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項又は第五条の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者

二 第四条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して伝達をせず、又は虚偽の伝達をした者

三 第六条の規定に違反した者

四 第九条第二項の規定による命令に違反した者

五 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(1) 一の都道府県にのみ事務所等がある事業者(県域業者)に対する勧告・命令(第9条)及びそのために必要な報告徴収・立入検査(第10条)については、都道府県の事務とする。

(2) 上記以外の事業者(広域業者)に対する勧告・命令及びそのために必要な報告徴収・立入検査については、国の事務とする。

※ 地方分権推進委員会第2次勧告（平成20年12月）による事務・権限の見直し後のJAS法の役割分担と同じ整理。

※ 事実行為である報告徴収・立入検査については、実務上の必要性にかんがみ、都道府県は、広域業者に対しても、権限行使できるよう措置（報告徴収は主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事のみ権限行使可能。同様に、国も広域業者に対して、権限行使が可能。）。

令第7条第1項

Ⅲ 法律の施行期日について

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第4条の規定 公布の日

二 第2条第3項及び第4項、第4条、第8条、第9条、第12条第2号及び第4号、次条並びに附則第6条の規定 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 前条第2号に掲げる規定の施行前に国内において譲渡し（譲渡しの委託を含む。）をされた米穀等及び当該米穀等を原材料とする飲食料品であつて、指定米穀であるものについては、指定米穀等でない米穀等とみなして、この法律の規定を適用する。

法律の施行期日については、

- ① トレーサビリティ部分については、本制度の周知・準備期間を最大限措置することとして、平成22年10月1日、
- ② 産地情報伝達部分については、23年産米の流通前に施行することとして、平成23年7月1日、とする。

施行日政令

—以 上—